

国際エネルギースタープログラムの制度運用細則の改正概要

2020年12月

1. 国際エネルギースタープログラムの概要

国際エネルギースタープログラム（以下「エネスタ」という。）は、1993年に米国環境保護庁（以下「EPA」という。）が定めた家電機器等¹の省エネラベリング制度であり、省エネ性能に優れた上位25%の製品が適合となる基準を規定しており、この基準を満たした製品に対して、エネルギースターロゴの表示が認められる制度。

日本では、1995年から日米両政府合意のもと、基準の適合性を相互認証する制度として始まっており、現在は、日本と米国の他に、スイス、カナダ、台湾が参加。

日本のエネスタは、「国際エネルギースタープログラム制度要綱（告示）」において、対象製品（4製品²）、事業者のエネスタへの参加要件、事業者登録手続き、登録の取り消し等を規定するとともに「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（ガイドライン）」において、対象製品の基準を規定している。

2. 改正概要

（1）改正経緯

今回の改正は、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（ガイドライン）の省エネ基準等の改正を行うもの。

EPAが運営するエネスタにおいて、2020年10月にコンピュータに関する省エネ基準が改正されたので、基準対象範囲や基準値要件等の改正内容を確認したところ、妥当と認められたため、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（ガイドライン）に規定されているコンピュータの対象範囲、適合要件及び適合基準等の改正を行う。

（2）主な改正内容

①コンピュータの目標基準値

目標基準値を計算する際に用いる許容値（装置及び機能毎に付与される年間消費電力の値等）及び計算式を改正。

②コンピュータのエネルギー消費効率

エネルギー消費効率を計算する際に用いるモード別時間比率（スリープモード等の年間の時間割合）を改正。

③その他

文言等の統一、明確化等の所要の改正。

3. 今後の予定

2020年12月～2021年1月 パブリックコメント

2021年 2月頃 公布

2021年 4月頃 施行

¹ 家電製品、建築用品、商業用食品サービス機器、オフィス設備等

² コンピュータ、ディスプレイ（1995年当初）、コンピュータサーバ（2007年追加）、画像機器（2019年プリンター、スキャナ、複合機及びデジタル印刷機を統合）